

尾張旭市監査公表第４１号

令和７年４月３０日付け尾張旭市監査公表第３７号をもって公表した定例監査結果報告について、令和７年５月１２日付け７多第７号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月３０日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

市民生活部多様性推進課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
尾張旭市国際交流事業補助金は、市民と外国人との交流を支援し、互いに尊重し多様な価値観を認め合うことに資することを目的として、予算の範囲内で、事業に要する経費のうち、飲食に要する経費などを除いた経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を上限として交付するものである。 令和６年度（当補助金の予算額は２００，０００円）は、１団体から交付申請を受け、２００，０００円の交付の決定をしていた。ここで収支予算書を見ると、収入が当補助金２００，０００円を含む７９４，４３７円、支出が６２０，０００円（うち、当補助金の補助対象経費５３０，０００円）となっていた。 この点、このように団体の収支予算書の収支が均衡しておらず、収入が支出を上回る場合には、別途その必要性が明らかにされていない限り、事務事業の執行等及び予算の執行がより少ない経費で実施できないかという経済性の観点から、予算額と同額の２００，０００円を交付決定するべきではなかったものと捉えられるリスクがある。	当該補助金の性質は、団体に対する補助金ではなく、事業費に対する補助金であることから、団体全体の収支予算ではなく、補助対象事業の収支予算を提出することとなるよう、尾張旭市国際交流事業補助金交付要綱の一部改正を行い、様式等の規定を改めた。 今後は交付申請があった際に、収支の均衡について確認し、経済性の観点を踏まえ交付額を決定するよう補助金交付事務を適切に実施する。

補助金交付事務を適切に実施されたい。	
--------------------	--